

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
慶應義塾大学法科大学院	2017 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2－2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「専門職」第6条）。	法律実務基礎科目の選択科目 6 科目、公法系、民事系、刑事系、社会法系、国際系、学際系、外国法基礎系、グローバル系の 8 分野に 100 科目以上の展開・先端科目を設置していた。	2019 年度から、法律実務基礎科目の選択科目として、リーガルクリニックを、展開・先端科目に入管法を取り入れたほか、グローバル系科目において、国際仲裁関連科目を複数設置している。
教員・教員組織	3－1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第 53 号」第1条第1項、第5項）。	2017 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 49 名であり、必要人数である 44 名を上回っていた。また、この 49 名はいずれも 1 専攻に限り専任教員として取り扱われていた。	2019 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 45 名であり、必要人数である 44 名を上回っている。また、この 45 名はいずれも 1 専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	3－2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第 53 号」第1条第6項）。	2017 年 5 月 1 日時点においては、専任教員のうち 45 名が教授であり、全体の半数以上を占めていた。	2019 年 5 月 1 日時点において、専任教員のうち 42 名が教授であり、全体の半数以上を占めている。
	3－4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね 2 割以上が、5 年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第 53 号」第2条）。	2017 年 5 月 1 日時点における実務家教員数は 17 名であり、法令上の基準を満たしていた。	2019 年 5 月 1 日時点における実務家教員数は 16 名であり、法令上の基準を満たしている。

	<p>3－5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。</p>	<p>2017年5月1日時点においては、公法系4名（憲法2名、行政法2名）、刑事系9名（刑法4名、刑事訴訟法5名）及び民事系22名（民法11名、商法7名、民事訴訟法4名）の専任教員が配置されていた。</p>	<p>2019年5月1日時点においては、公法系4名（憲法2名、行政法2名）、刑事系8名（刑法3名、刑事訴訟法5名）及び民事系22名（民法12名、商法7名、民事訴訟法3名）の専任教員が配置されている。</p>
	<p>3－6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。</p>	<p>認証評価の時点においては、法律基本科目の73.9%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の64.8%を専任教員が担当していた。</p>	<p>2019年度においては、法律基本科目の80.6%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の42.6%を専任教員が担当している。</p>
学生の受け入れ	<p>4－9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。</p>	<p>直近2年間の実質競争倍率が法学未修者コースでは2倍未満となり、法学既修者コースでも2倍をわずかに上回るまでに低下していた。</p>	<p>2016年度以降に実施した入学者選抜においては、法学未修者コース、法学既修者コースともに2倍以上の実質競争倍率を確保している。</p>